

令和 2 年度事業計画

自 令和 2 年 4 月 1 日
至 令和 3 年 3 月 31 日

社会福祉法人 金亀会

目 次

1. 社会福祉法人金亀会	1
2. 障害者支援施設スマイル	3
3. 短期入所事業スマイル	3
4. 地域生活支援事業(障害者支援施設スマイル(日中一時支援))	9
5. 共生型サービス	12
6. ヘルパーステーションスマイル	18
7. 相談支援事業	23

【社会福祉法人金亀会(および事務局本部)】

1. 事業名称

社会福祉法人金亀会

障害者支援施設スマイル(施設入所支援・生活介護)

短期入所事業スマイル(短期入所)

地域生活支援事業(日中一時支援)

共生型サービス(介護予防型通所サービス・通所介護、介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護)

ヘルパーステーションスマイル(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、移動支援)

介護予防型訪問サービス、訪問介護、養育支援訪問)

相談支援事業スマイル(地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援)

2. 運営理念

- (1) 私たちは、基本的人権を尊重し、利用者一人ひとりの自己決定を大切にし、既存の能力を最大限に活かした、その人らしい自立を支援します。
- (2) 私たちは、日々の実践を検証し、利用者に安全・安心・快適なサービスを提供します。
- (3) 私たちは、専門的な知識と技術と自分自身の生き方を高め、自己研鑽に努めます。
- (4) 私たちは、利用者と家族に必要な情報をわかりやすい方法で提供し、要望には速やかに対応します。
- (5) 私たちは、地域の人々と手を携えて関連機関・団体等とともに、福祉充実のため努力します。

3. 事業概要

各事業別の事業計画書にて詳細は記載する。

事務局本部を中心に、運営理念に基づく各部署の事業推進および単年度目標の計画の環境整備・支援を行う。

4. 令和2年度 単年度目標・計画

事務局本部と関連部署・委員会を中心に以下の内容を単年度目標として実施していく。

・虐待防止

ア)職員に対して基本的な接遇の研修を行う

- イ)施設における虐待の基準を明確化し、相互に確認しあえる環境を整備する
- ウ)関連機関への働きかけや、従来の方法に縛られない適正な人材確保の行動を取る

- ・コミュニケーションの取れる職場環境の構築
 - ア)人員配置を再検討して、各所の連携の強化を図る
 - イ)委員会等の各業務のあり方を再検討する
 - ウ)年度を通じて、施設長による個人面談を実施し職員の意見の聴取に努める
 - エ)随時、各部署・職員の様子を把握することに努め、意見聴取の機会創出を図る

- ・防災計画(水害、地震、火災)の策定、防災協定の整備
 - ア)地震、人的災害やあらゆる事態を想定した事業継続計画の作成・運用を行う
 - イ)年3回(5月水害時想定、5、10月火災時想定あるいは地震時想定)の避難訓練の実施と、そのフィードバックを受けた計画の見直し・修正を行う
 - ウ)避難先となる施設と災害時緊急避難に関する連携を強化する

- ・支援員の能力向上と社会福祉の拡充を図る
 - ア)質の高いサービスを提供できるよう、知識及び技術を身につけるための研修参加を促進する。
 - イ)評価制度の改訂を行い令和3年度6月より施行する
 - ウ)新規事業の情報収集・検討を行う
 - エ)安全・安心・快適なサービスの提供のために必要に応じた施設設備・福祉器具の整備を推進する

- ・令和3年度からの中長期経営計画の策定を執り行う

【障害者支援施設スマイル(施設入所支援・生活介護)】

【短期入所事業スマイル(短期入所)】

1.事業名称

障害者支援施設スマイル(施設入所支援・生活介護)

短期入所事業スマイル

2.事業運営方針

個別支援計画を基準とした自立の促進と、積極的に自身の生活・未来を考え、社会とのより良い共生を目指すことのできる環境づくりに努める。

3.事業概要

3-1.概要

施設に通所する障害者に対して入浴、排せつ及び食事等の介護、必要な日常生活上の支援、生活等に関する相談及び助言、創作的活動又はその他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。また施設に入所(あるいは短期間の入所)をする障害者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

3-2.定員

施設入所支援事業 … 30名

生活介護事業 … 55名

短期入所事業 … 4名

3-3.生活介護事業の営業日

・平日、月～金曜日

※1 年末年始(12月31日～1月3日)は休業とする。

※2 各月数から8日を控除した日数の方が、本来の営業日より多い場合、休業日であった日でも管理者の判断により営業することがある。令和2年度は5月9日、23日、8月8日、8月22日、10月10日、11月14日、12月12日、1月9日、23日、30日の10日間の土曜日を営業日とする。

3-4. サービスの提供時間

施設入所支援事業 … 24時間

生活介護事業 … 9時～17時

短期入所事業 … 24時間

3-5. 生活介護事業 実施地域

松山市、松前町、伊予市、東温市、砥部町、久万高原町の区域とする。但し、実施地域に行く送迎は旧北条市、島嶼部、旧中山町、旧双海町、旧川内町、旧広田村、久万高原町以外とする。

3-6. 生活活動日課表

時間	日課	支援内容	備考
5:00		定期巡回	
5:30	起床（早い方から） 排泄・更衣	離床介助 排泄介助・更衣介助	
6:30	起床 排泄・更衣	離床介助 排泄介助・更衣介助	
7:00		定期巡回・朝食準備・誘導	早出者出勤
7:30	朝食 口腔ケア	食事介助・服薬確認 口腔ケア介助	
8:30 9:00	入浴・外出準備 (生活介護利用) 入浴 余暇活動	朝礼・申し送り バイタルチェック 入浴介助・定期巡回 ゴミ収集・居室掃除	日勤者出勤
10:00	水分補給・入浴後爪きり 外出（個別含む）	水分補給介助・整容介助 外出同行	
11:00	カフェ	定期巡回・カフェ運営 昼食準備・誘導	遅出者出勤
12:00	昼食 口腔ケア	昼食介助・服薬確認 口腔ケア介助	
13:00 13:30	入浴 サークル活動参加 レクリエーション	定期巡回・入浴介助 サークル活動運営 トイレ清掃	
15:00 16:00	水分補給	定期巡回・水分補給介助	早出者勤務終了

16:30	(施設入所支援戻り)	申し送り	夜勤者出勤
17:00	(短期入所戻り)	定期巡回 夕食準備・誘導	
17:30	夕食 口腔ケア	夕食介助・服薬確認 口腔ケア介助	日勤者勤務終了
19:00	就寝準備	定期巡回・更衣介助	遅出者勤務終了
20:00		着床介助	
21:00	消灯・就寝	定期巡回	
23:00		定期巡回	
1:00		定期巡回	
3:00		定期巡回	

3-7.週間日中活動

	午前	午後	備考
月	健康チェック 入浴 余暇活動 カフェ	入浴 カルチャーサークル	
火	健康チェック 入浴 余暇活動 カフェ	入浴 カルチャーサークル	
水	健康チェック 入浴 余暇活動 カフェ	入浴 カルチャーサークル	
木	健康チェック 入浴 余暇活動 カフェ	入浴 カルチャーサークル	
金	健康チェック 入浴 余暇活動 カフェ	入浴 カルチャーサークル	
土	余暇活動	クラブ活動	
日	余暇活動	おやつ	

I 個別外出は随時実施

II 施設外出行事は毎月10日間程度実施

III リハビリは月～金曜日の8時半～17時

IV カルチャーサークル

料理・俳句・習字・絵手紙・カラオケ・フラワーアレンジメント・陶芸・ゲーム・アート・散歩・メイクセラピー・アロママッサージ・ガーデニング・麻雀・映画・ボーリング・ペタンク・クロスワード・オセロ 等

V 「4.営業日」に明記している土曜日営業については「午前：健康チェック、余暇活

動午後：カルチャーサークル等」とする

3-8.個別支援計画

2月～	アセスメント・課題分析
3月～	ケアカンファレンス・個別支援計画原案作成 半期目標・長期目標の設定・個別支援計画の説明・同意・交付
4月～	実施
8月～	アセスメント・課題分析
9月～	半期目標の評価・半期目標の見直し ケアカンファレンス・個別支援計画原案作成 半期目標・長期目標の設定・個別支援計画の説明・同意・交付
10月～	実施
2月～3月	アセスメント・課題分析・年間目標の評価

*特変時は随時アセスメントの見直し後ケアカンファレンス・個別支援計画作成とする。

*通所にて生活介護事業をご利用の方に関しては、上記の間隔で随時アセスメント・個別支援計画等を利用開始時から作成し説明・同意・交付を行う。

3-9.年間行事予定表(外出行事・施設内行事)

月	外出行事	施設内行事
4月	砥部動物園	
5月	砥部動物園	
6月	買い物	スマイル祭り(仮名)
7月	買い物	
8月	※日中一時支援期間中のため、実施なし	運動会
9月	クラフトの里	
10月	クラフトの里	
11月	買い物	文化祭
12月	買い物	クリスマス会
1月	回転寿司&椿神社参拝	カルタ大会
2月	回転寿司&椿神社参拝/ランチ外出(短時間外出)	節分
3月	ランチ外出(短時間外出)	

・2020年度の外出行事は、上記6ヶ所のうち、利用者に希望するものを3か所選択してもらう方式を取る。

4.令和2年度 単年度目標・計画

《 生活介護事業 単年度目標・計画 》

- ・利用者に事業運営方針に沿ったサービスを提供するために、サービスの質の向上を図る
 - ア)利用者の個別ニーズや嗜好の把握方法を再検討し、利用者の求めるサービスを的確に把握する
 - イ)利用者家族との連携強化
 - ①家族向けの施設開放日を設定し、日中活動や行事の様子を見てもらう機会を増やす
 - ②個々のニーズに応じた連絡帳の記入を行い、情報交換に努める
 - ウ)環境整備の担当を作り、施設の美化に努め、来所する全ての人が快適に過ごせるよう、より良い空間づくりを目指す
 - エ)個々に合った福祉用具を選定し、安全で安楽な介護を実施するために、リフトや福祉機器を整備し、ノーリフティングケアの推進を図るとともに、利用者やご家族、職員での理解を促進する
 - ①福祉用具の管理について、適切な配置について検討する
 - ②福祉用具の保守点検を定期的実施する
 - ③福祉用具の使用方法に関する研修を行う
 - ④福祉用具の使用者への定期的なモニタリングを実施する
 - ⑤床からの移乗に関し、ノーリフティングケアの方法を検討する
- ・多様なサービスの提供のための職員の研鑽を行う
 - ア)関連施設団体への見学や共同の研修会を積極的に実施する
- ・災害時の利用者の安全確保を図る
 - ア)災害時用の利用者個人シートを作成・管理する
 - イ)防災に関する研修等に参加するとともに、職員間に周知し防災意識や防災の知識を高める

《 施設入所支援・短期入所事業スマイル 単年度目標・計画 》

- ・利用者に事業運営方針に沿ったサービスを提供するために、サービスの質の向上を図る
 - ア)入所者の要望やニーズを把握したり、意見交換を行ったりする場として毎月1回を目安にヒアリングを行う
 - イ)個々のニーズを把握し、即した個別・グループの外出行事、スポーツ大会等への参加を通じて気分転換や社会参加の機会を設け、利用者の閉そく感を緩和する
 - ウ)ヒヤリハットの提出を促進する。またその意義について適宜、職員間で周知徹底する
 - エ)利用者が快適な生活を送れるよう、常に環境整備の意識を持つ
- ・地域との交流促進

- ア)地域の方々からの施設および施設利用者への理解と親睦を深める機会を設ける
 - ①地域の奉仕活動、催しに積極的に参加する
 - ②施設の防災・救命訓練等への地域住民または近隣福祉・公共施設の参加を促し、災害時の連携を目指すための意見交換を行う
- ・利用者家族との連携強化
 - ア)施設内・外行事や家族会、カンファレンス等の機会への積極的な参加を促す
- ・多様なサービスの提供のための職員の研鑽を行う
 - ア)関連機関(同業他施設、教育機関)との交流の場を活用し、利用者へのサービスについての情報交換を行う

【地域生活支援事業(日中一時支援)】

1.事業名称

障害者支援施設スマイル(日中一時支援)

2.事業運営方針

(1)利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じた、適切かつ効果的な支援を行う。

(2)利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って日中一時支援の提供を行う。

(3)地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3.事業概要

3-1.概要

一時的に見守り等の支援が必要な障害児・者に対して、日中における活動の場を提供し、社会に適用するための日常的な訓練その他の支援を行うことにより、障害児・者を日常的に介護している家族の一時的な休息等を目的とした支援を行う。

3-2.定員

・5名

3-3. サービスの提供時間

生活介護の営業日に準じる。

・平日、月～金曜日

※1 年末年始(12月31日～1月3日)は休業とする。

※2 各月数から8日を控除した日数の方が、本来の営業日より多い場合、休業日であった日でも管理者の判断により営業することがある。令和2年度は5月9日、23日、8月8日、8月22日、10月10日、11月14日、12月12日、1月9日、23日、30日の10日間の土曜日を営業日とする。

3-4. 実施地域

松山市、松前町、伊予市、東温市、砥部町、今治市

3-5.日課表

時 間	日 課
9:00～12:00	来所開始 バイタルチェック・水分補給・余暇活動
12:00～13:00	昼食・服薬確認・口腔ケア
13:30～17:00	サークル活動・レクリエーション・水分補給・退所終了

3-6.週間活動

曜 日	午 前	午 後
月	健康チェック・日中活動・カフェ	カルチャーサークル
火	健康チェック・日中活動・カフェ	カルチャーサークル
水	健康チェック・日中活動・カフェ	カルチャーサークル
木	健康チェック・日中活動・カフェ	カルチャーサークル
金	健康チェック・日中活動・カフェ	カルチャーサークル
土	健康チェック・日中活動	カルチャーサークル

※ 土曜日の週間活動については、営業日に限る。

※ カルチャーサークルとは

料理・俳句・習字・絵手紙・カラオケ・フラワーアレンジメント・陶芸・ゲーム・アート・散歩・メイクセラピー・アロママッサージ・ガーデニング・麻雀・映画・ボーリング・ペタンク・クロスワード・オセロ 等

3-7.年間行事予定表

6月	スマイル祭り(仮名)
8月	運動会
11月	文化祭
12月	クリスマス会
1月	カルタ大会
2月	節分

4.令和2年度 単年度目標・計画

- ・利用者に事業運営方針に沿ったサービスを提供するために、サービスの質の向上を図る
ア)定期的な面談の機会を設定し、保護者・家族との連携を密にすることで個別のニーズ

の把握する

イ)日中の個別活動やサークル活動について「創作」や「映画鑑賞」などに取り組む機会を設け、その様子や感想より利用者ひとりひとりの個別ニーズの把握に努める

ウ)それぞれの利用者に即した環境で施設利用をしてもらうよう、生活介護事業と連携しながら環境整備に努める

・関連機関と連携し、職員の資質向上や地域福祉の課題解決に積極的に取り組む

ア)地域の小・中学校を訪問し、特別支援学級等に通学する就学児とその保護者との情報交換の機会を設ける

イ)特別支援学校等の学校行事などに参加し、保護者や学校職員との交流の機会を設ける

ウ)社会福祉法人、民間の営利法人を問わず、積極的な見学や研修を行うとともに、職員間での情報共有を行い、支援に活用する

【共生型サービス（介護予防型通所サービス・通所介護）

（介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護）】

1.事業名称

障害者支援施設スマイル（共生型通所介護・共生型介護予防型通所サービス）

短期入所事業スマイル（共生型短期入所生活介護・共生型介護予防短期入所生活介護）

2.事業運営方針

住み慣れた地域社会での包括的な支援を通じて、個別支援計画を基にした利用者のニーズに応じた地域社会との共生を実現するサービスの提供を行う。

3.事業概要

3-1.概要

これまでに継続して当施設でのサービスを利用しており、満 65 歳の誕生日以降も継続した同種のサービス提供を望む利用者に対し、介護保険での共生型サービスを提供する。定員数や事業計画等については、同種サービスの為、いずれも障害福祉サービス（生活介護事業及び短期入所事業）に準じる。但し、共生型介護予防型通所サービスについては、松山市の介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）のみを対象とする。

3-2.定員

共生型通所介護事業・共生型介護予防型通所サービス事業 … 55 名

※但し、生活介護事業の定員数を含む

共生型短期入所生活介護事業・共生型介護予防短期入所生活介護事業 … 4 名

※但し、短期入所事業の定員数を含む

3-3. 営業日（共生型通所介護・共生型介護予防型通所サービス）

・平日、月～金曜日

※1 年末年始(12月31日～1月3日)は休業とする。

※2 各月数から8日を控除した日数の方が、本来の営業日より多い場合、休業日であった日でも管理者の判断により営業することがある。令和2年度は5月9日、23日、8月8日、8月22日、10月10日、11月14日、12月12日、1月9日、23日、30日の10日間の土曜日を営業日とする。

3-4. サービスの提供時間

共生型通所介護事業・共生型介護予防型通所サービス事業 … 9時～17時
 共生型短期入所生活介護事業・共生型介護予防短期入所生活介護事業 … 24時間

3-5. 実施地域

松山市、松前町、伊予市、東温市、砥部町、久万高原町の区域とする。サービス等の送迎は旧北条市、島嶼部、旧中山町、旧双海町、旧川内町、旧広田村、久万高原町以外とする。

3-6. 生活活動日課表

時間	日課	支援内容	備考
5:00		定期巡回	
5:30	起床（早い方から） 排泄・更衣	離床介助 排泄介助・更衣介助	
6:30	起床 排泄・更衣	離床介助 排泄介助・更衣介助	
7:00		定期巡回・朝食準備・誘導	早出者出勤
7:30	朝食 口腔ケア	食事介助・服薬確認 口腔ケア介助	
8:30 9:00	入浴準備 入浴・余暇活動	朝礼・申し送り バイタルチェック 入浴介助・定期巡回 ゴミ収集・居室掃除	日勤者出勤
10:00	水分補給 入浴後爪きり 外出（個別含む）	水分補給介助・整容介助 外出同行	
11:00	カフェ	定期巡回・カフェ運営 昼食準備・誘導	遅出者出勤
12:00	昼食 口腔ケア	昼食介助・服薬確認 口腔ケア介助	
13:00 13:30	入浴 サークル活動参加 レクリエーション	定期巡回・入浴介助 サークル活動運営 トイレ清掃	
15:00 16:00	水分補給	定期巡回・水分補給介助	早出者勤務終了

			夜勤者出勤
16:30 17:00		申し送り 定期巡回 夕食準備・誘導	
17:30	夕食 口腔ケア	夕食介助・服薬確認 口腔ケア介助	日勤者勤務終了
19:00 20:00	就寝準備	定期巡回・更衣介助 着床介助	遅出者勤務終了
21:00 23:00 1:00 3:00	消灯・就寝	定期巡回 定期巡回 定期巡回 定期巡回	

3-7.週間日中活動

	午前	午後	備考
月	健康チェック 入浴 余暇活動 カフェ	入浴 カルチャーサークル	
火	健康チェック 入浴 余暇活動 カフェ	入浴 カルチャーサークル	
水	健康チェック 入浴 余暇活動 カフェ	入浴 カルチャーサークル	
木	健康チェック 入浴 余暇活動 カフェ	入浴 カルチャーサークル	
金	健康チェック 入浴 余暇活動 カフェ	入浴 カルチャーサークル	
土	余暇活動	クラブ活動	
日	余暇活動	おやつ	

I 個別外出は随時実施

II 施設外出行事は毎月10日間程度実施

III リハビリは月～金曜日の8時半～17時

IV カルチャーサークル

料理・俳句・習字・絵手紙・カラオケ・フラワーアレンジメント・陶芸・ゲーム・アート・散歩・メイクセラピー・アロママッサージ・ガーデニング・麻雀・映画・ボーリング・ペタンク・クロスワード・オセロ 等

V 「4.営業日」に明記している土曜日営業については「午前：健康チェック、余暇活動
午後：カルチャーサークル等」とする

3-8.個別支援計画

2月～	アセスメント・課題分析
3月～	ケアカンファレンス・個別支援計画原案作成 半期目標・長期目標の設定・個別支援計画の説明・同意・交付
4月～	実施
8月～	アセスメント・課題分析
9月～	半期目標の評価・半期目標の見直し ケアカンファレンス・個別支援計画原案作成 半期目標・長期目標の設定・個別支援計画の説明・同意・交付
10月～	実施
2月～3月	アセスメント・課題分析・年間目標の評価

*特変時は随時アセスメントの見直し後ケアカンファレンス・個別支援計画作成とする。

*通所にて生活介護事業をご利用の方に関しては、上記の間隔で随時アセスメント・個別支援計画等を利用開始時から作成し説明・同意・交付を行う。

3-9.年間行事予定表

月	外出行事	施設内行事
4月	砥部動物園	
5月	砥部動物園	
6月	買い物	スマイル祭り(仮名)
7月	買い物	
8月	※日中一時支援期間中のため、実施なし	運動会
9月	クラフトの里	
10月	クラフトの里	
11月	買い物	文化祭
12月	買い物	クリスマス会
1月	回転寿司&椿神社参拝	カルタ大会
2月	回転寿司&椿神社参拝/ランチ外出(短時間外出)	節分
3月	ランチ外出(短時間外出)	

・2020年度の外出行事は、上記6ヶ所のうち、利用者に希望するものを3か所選択してもらおう方式を取る。

4.令和2年度 単年度目標・計画

《 介護予防型通所サービス・通所介護 単年度目標・計画 》

- ・利用者に事業運営方針に沿ったサービスを提供するために、サービスの質の向上を図る
 - ア)利用者の個別ニーズや嗜好の把握方法を再検討し、利用者の求めるサービスを的確に把握する。
 - イ)利用者家族との連携強化
 - ①家族向けの施設開放日を設定し、日中活動や行事の様子を見てもらう機会を増やす。
 - ②個々のニーズに応じた連絡帳の記入を行い、情報交換に努める。
 - ウ)環境整備の担当を作り、施設の美化に努め、来所する全ての人が快適に過ごせるよう、より良い空間づくりを目指す。
 - エ)個々に合った福祉用具を選定し、安全で安楽な介護を実施するために、リフトや福祉機器を整備し、ノーリフティングケアの推進を図るとともに、利用者やご家族、職員での理解を促進する。
 - ①福祉用具の管理について、適切な配置について検討する
 - ②福祉用具の保守点検を定期的実施する
 - ③福祉用具の使用方法に関する研修を行う
 - ④福祉用具の使用者への定期的なモニタリングを実施する
 - ⑤床からの移乗に関し、ノーリフティングケアの方法を検討する
- ・多様なサービスの提供のための職員の研鑽を行う
 - ア)関連施設団体への見学や共同の研修会を積極的に実施する
- ・災害時の利用者の安全確保を図る
 - ア)災害時用の利用者個人シートを作成・管理する。
 - イ)防災に関する研修等に参加するとともに、職員間に周知し防災意識や防災の知識を高める

《 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護 単年度目標・計画 》

- ・利用者に事業運営方針に沿ったサービスを提供するために、サービスの質の向上を図る
 - ア)入所者の要望やニーズを把握したり、意見交換を行ったりする場として毎月1回を目安にヒアリングを行う
 - イ)個々のニーズを把握し、即した個別・グループの外出行事、スポーツ大会等への参加を通じて気分転換や社会参加の機会を設け、利用者の閉そく感を緩和する
 - ウ)ヒヤリハットの提出を促進する。またその意義について適宜、職員間で周知徹底する
 - エ)利用者が快適な生活を送れるよう、常に環境整備の意識を持つ
- ・地域との交流促進
 - ア)地域の方々からの施設および施設利用者への理解と親睦を深める機会を設ける

①地域の奉仕活動、催しに積極的に参加する

②施設の防災・救命訓練等への地域住民または近隣福祉・公共施設の参加を促し、災害時の連携を目指すための意見交換を行う

・利用者家族との連携強化

ア)施設内・外行事や家族会、カンファレンス等の機会への積極的な参加を促す

・多様なサービスの提供のための職員の研鑽を行う

ア)関連機関(同業他施設、教育機関)との交流の場を活用し、利用者へのサービスについての情報交換を行う

【ヘルパーステーションスマイル(居宅介護・重度訪問介護・移動支援)(介護予防型訪問介護サービス・訪問介護)】

1.事業名称

ヘルパーステーションスマイル(居宅介護・重度訪問介護・移動支援)

ヘルパーステーションスマイル(介護予防型訪問介護サービス・訪問介護)

2.事業運営方針

- ・支援を必要とする高齢者および障害者（児）の在宅生活の安定と充実を図ることを目的とし、自立支援と利用者の立場にたった生活援助を行い、地域・家庭・事業所・他の関連事業所や行政との連携を重視した運営を行う。
- ・必要なニーズを取り入れた個別支援計画を作成し、専門性のあるサービスを提供できる体制を整え、その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況を伺い、生活上の相談や助言を行う。

3.事業概要

3-1.障害者(児)の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス事業

- ・身体介護（居宅介護）
 - ア)入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行う。
 - イ)排せつの介助、おむつ交換を行う。
 - ウ)食事の介助を行う。
 - エ)衣服の着脱の介助を行う。
 - オ)その他必要な身体介護を行う。
- ・家事援助（居宅介護）
 - ア)利用者の食事の用意を行う。
 - イ)利用者の衣類等の洗濯を行う。
 - ウ)利用者の居室の掃除や整理整頓を行う。
 - エ)利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行う。
 - オ)その他関係機関への連絡など必要な家事を行う。
- ・通院介護（居宅介護）
 - ア)通院の介助を行う。
- ・重度訪問介護
 - ア)身体介護や家事援助、見守りなど生活全般を支援する。

・移動支援（地域生活支援事業）

ア)官公庁や銀行等の公共機関への用務など、社会生活上不可欠な外出及び社会参加のための外出の援助を行う。

3-2.介護保険法に基づくサービス事業

・介護予防型訪問サービス※要支援者を対象とする

ア)掃除、洗濯等の日常生活上の支援を行う。

・身体介護（訪問介護）※要介護者を対象とする

ア)入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行う。

イ)排せつの介助、おむつ交換を行う。

ウ)食事の介助を行う。

エ)衣服の着脱の介助を行う。

オ)その他必要な身体介護を行う。

・生活援助（訪問介護）※要介護者を対象とする

ア)利用者の食事の用意を行う。

イ)利用者の衣類等の洗濯を行う。

ウ)利用者の居室の掃除や整理整頓を行う。

エ)利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行う。

オ)その他関係機関への連絡など必要な家事を行う。

4.令和2年度 単年度目標・計画

・利用者に事業運営方針に沿ったサービスを提供するために、サービスの質の向上を図る

ア)6ヶ月毎に個別支援計画のモニタリングを行い、常に利用者のニーズを正確に把握する。また、サービス提供中においても、常にニーズ把握に努め、支援計画に取り入れるようにする

イ)個別支援計画に沿って定められたサービスを適切に提供する。サービスの提供範囲と、その設定の理由を適切に理解し、個別支援計画外の対応を行わない

ウ)利用者に寄り添った支援を行うために、傾聴の姿勢と、命令形にならないなどの言葉遣いに注意し、2ヶ月ごとに振り返りを行う

エ)利用者に特変事項がある場合、その方に関連した相談支援事業所、福祉事業所（訪問介護・通所事業所）、医療関係（病院・訪問医療・訪問看護）との報告・連絡・相談を密に行う

・事業所内での連携によるリスクマネジメントを行う

ア)利用者の様子や言動について、どんな些細なことでも上司あるいは同僚に連絡・報告・相談を行う

イ)職員のストレス軽減や、連絡・報告・相談を密にするために、日頃から、職員間同士で声を掛け合うようにして、話し合いがしやすい環境を作る。職員間の話し合いの場を随時設ける

ウ)複数のヘルパーが対応できるシフトの作成を行うことで、情報や負担が偏重しないように考慮する

・個人情報の守秘を徹底する

ア)利用者はもとより、職員の個人情報に関しても厳正に取り扱い、みだらに外部に漏らすことの無いよう徹底を行う

イ)その他、施設内の規程や情報等も業務に必要な範囲を除いて、みだらに外部に漏らすことなく、情報全般の取り扱いを常に注意する

【ヘルパーステーションスマイル(養育支援訪問事業)】

1.事業名称

ヘルパーステーションスマイル(養育支援訪問事業)

2.事業運営方針

- ・松山市が、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、支援員がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする
- ・養育支援訪問事業内容書の支援内容に添いサービスを提供できる体制を整え、必要に応じて利用者の状況を伺い養育上の相談や助言を行う。

3.事業概要

3-1.概要

- ① 妊娠期から継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠・出産・育児を迎えるための相談・支援
- ② 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援
- ③ 不適切な養育状態にある家庭など、虐待の恐れやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のための相談・支援
- ④ 児童養護施設等の退所または里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援

3-2.対象

- ① 若年の妊婦及び妊婦健康検査未受診や望まない妊娠等の妊娠期から継続的な支援を特に必要とする家庭
- ② 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭

3-3.具体的サービス内容

- ・育児・家事援助サービス
 - ア)住宅等の掃除及び整理整頓
 - イ)生活必需品の買物
 - ウ)衣類の洗濯

- エ)食事の準備及び後片付け
- オ)その他必要な家事
- ・育児支援
 - ア)外出時の付き添い
 - イ)沐浴の介助
 - ウ)授乳
 - エ)衣類またはオムツの交換
 - オ)離乳食を作ること及び食べさせること
 - カ)適切な育児環境の整備
 - キ)その他必要な育児援助

4.令和2年度 単年度目標・計画

- ・運営方針に沿った、適切なサービスの提供のために
 - ア)養育者の考えを尊重した上で相談・助言を行うため、訪問時のコミュニケーションを密にして、都度、その日の必要としているサービスを把握し提供する
 - イ)育児支援においては、誤嚥・転落等の様々なリスクに留意し、安全なサービスを提供する
 - ウ)複数のヘルパーが対応できるシフトの作成や、サービス後の情報共有を強化し情報や負担が特定のヘルパーに偏らないようにする
- ・関連機関等との連携を強化する
 - ア)家庭内での異変などを発見した場合は、子ども総合相談センター等に速やかに報告・相談を行う
- ・個人情報の取り扱いについて
 - ア)業務上知り得た情報に関しては、みだりに第三者に漏らすことの無いよう、情報管理を徹底する
- ・職員の研鑽
 - ア)必要な知識・技術の習得のため、保健師や保育士等の専門家からの情報収集に努め、必要に応じて研修やその他書籍等を通じた自己研鑽を行う

【相談支援事業スマイル】

1.事業名称

相談支援事業スマイル(地域相談支援・計画相談支援・障害児相談支援)

2.事業運営方針

- (1)利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する。
- (2)利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう支援する。
- (3)利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、当該利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- (4)市町、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。
- (5)自らその提供する指定相談支援の評価を行い、常にその改善を図る

3.事業概要

3-1.概要

障害者の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。

3-2.サービス内容

【一般相談支援事業】 基本相談支援・地域移行支援・地域定着支援

【特定相談支援事業】【障害児相談支援事業】 基本相談支援・計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援）・障害児相談支援・障害児支援利用援助・継続障害児支援利用援助

【具体的な業務】

(1)サービスの提供方法等についての説明

利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有するものによる支援等適切な手法を通じ行う。

(2)アセスメント（支援する上で解決すべき課題等の把握）の実施

①適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全

般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で、解決すべき課題等の把握を行う。

②利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとし、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。

(3)利用計画案の作成

①アセスメントに基づき、指定障害福祉サービス等が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容及び量並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載する。

②利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得る。

③利用計画案を作成した際には、利用計画案を利用者等に交付する。

(4)利用計画の作成

①支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえて利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催等により、利用計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求める。

②①に規定するサービス担当者会議を踏まえた利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。

③利用計画を作成した際には、利用計画を利用者等及び担当者に交付する。

(5)モニタリング（利用計画の実施状況の把握）の実施

①利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、厚生労働省令で定める期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者に面接し、その結果を記録する。

②モニタリングの結果、必要に応じて利用計画を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行う。

(6)前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1)～(5)に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行う。

3-3.対象者

【地域移行支援】

- ① 障害者支援施設又は精神科病院に入所・入院する障害者
- ② 児童福祉施設に入所する 18 歳以上の者
- ③ 障害者支援施設に入所する 15 歳以上の障害者みなしの者

【地域定着支援】

- ① 居宅において単身で生活する障害者
- ② 家族の状況等により、同居している家族による支援を受けられない障害者

【計画相談支援】

- ① 障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障害者
- ② 障害福祉サービスを利用する障害児の保護者

【障害児相談支援】

- ① 障害児通所支援を利用する障害児の保護者

3-4.モニタリング方針

モニタリングに当たっては、サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービスを行う者等との連絡を継続的に行うこととし、市町が支給決定又は地域相談支援給付決定の際に、利用者に対して通知するモニタリング期間ごとに、利用者の居宅等で面接を行う。

(1)新規又は変更決定によりサービス内容に著しく変更があった者は、利用開始から 3 ヶ月間、毎月実施

(2)在宅の障害福祉サービス利用者 ※(1)を除く

以下に該当する者は、毎月実施

・障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者

・単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者

・常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するもの（ただし、重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る）

それ以外の者は、6 ヶ月ごとに 1 回実施

(3)障害者支援施設入所者は、1 年ごとに 1 回実施

4.令和 2 年度 単年度目標・計画

・事業運営方針や、事業概要に沿ったきめ細かいサービスの提供のため、以下の項目に注力する。

ア)利用者が相談しやすい環境(空間、雰囲気を含む)を整備する

イ)利用者に対する傾聴の姿勢を持って、些細なことでも傾聴し、アセスメントに活用する

ウ)今まで以上のニーズの洗い出しを行うため、業務全体の配分を見直し、モニタリングに要する時間の拡充を図る

エ)本人の想いや希望を尊重しながら、ご家族の意向も汲んだサービス等利用計画を作成するため、ご家族とも積極的なコミュニケーションを図る

・他事業所との連携

ア)地方自治体とのスムーズな調整を実現するために連携を密にする

イ)障害福祉サービス事業所との関係性を深め、利用者へのサービス提供の幅を広げる

2019年～2025年度 7か年の位置づけ

